

みよし市高度先端産業及び新規成長産業立地奨励金制度

(平成26年4月1日改訂)

みよし市は、産業構造の高度化、地域の活性化並びに雇用の拡大を促進するために、市内に「高度先端産業」及び「新規成長産業」の工場等を新設された方に対し「奨励金」を予算の範囲内において交付します。

【対象分野】

高度先端産業	新規成長産業
① 健康長寿に関連する分野 ② 環境・エネルギーに関連する分野 ③ 航空宇宙に関連する分野 ④ 先端素材に関連する分野 ⑤ ナノテクノロジーに関連する分野 ⑥ バイオテクノロジーに関連する分野 ⑦ ITに関連する分野 ⑧ その他市長が適当と認める分野	① ソフトウェア及びソフトウェア関連システムの開発及び研究に関連する分野 ② 電子計算機を使用したデザイン及び設計に関連する分野 ③ 情報処理、加工、提供及び伝達サービスに関連する分野 ④ 広告制作サービスに関連する分野 ⑤ 機械の設計及び試作に関連する分野 ⑥ エンジニアリングに関する分野 ⑦ 自然科学(理学、工学、農学、医学及び薬学)の試験及び研究に関連する分野 ⑧ その他市長が適当と認める分野

【認定要件・奨励金額】

		認定の要件			奨励金の限度額
		区分	固定資産取得費用 (土地を除く)	新規常用雇用者	
高度先端産業	大企業者	①	50億円以上	20人以上	2,500万円
	研究所	②	2億円以上	—	2,500万円 又は固定資産取得費用の10%(機械設備設置の場合は5%)に相当する額のいずれか低い額
	中小企業者	③	2億円以上	5人以上	5,000万円 又は固定資産取得費用の10%(機械設備設置の場合は5%)に相当する額のいずれか低い額
新規成長産業		⑦	1,000万円以上	2人以上	1,000万円 又は土地を除く固定資産取得費用の5%に相当する額のいずれか低い額

* 高度先端産業のうち、研究所及び中小企業者でないものは大企業者の認定要件を適用する。

【申請】

- ① 奨励金の交付を希望される方は、「企業立地奨励措置認定申請書」及び「立地企業事業計画書」に必要書類を添付の上、当該工場等を新設する工事に着手する日の50日前までに認定申請を行って下さい。
- ② 認定を受けた方は、当該工場等の操業を開始した日から1年以内に「奨励金交付申請書」を提出して下さい。
- ③ ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではありません。

【審査】 「みよし市先端産業等立地奨励措置審査会」にて審査を行います。

【制度施行】 平成12年1月1日(平成31年3月31日まで)

【交付回数】

新規に工場等を立地する者に対する奨励措置であることから、交付措置は1回限りとなります。1企業グループ(連結財務諸表の用語、株式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)で定められている連結会社、非連結会社及び関連会社をいう。)に対する交付回数は対象分野ごとに2回までとします。